

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人 ユニアス国際特許事務所 様 〒532-0011 日本国 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目13-9 新大阪MTビル1号館2階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 PCT19158ND	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">28.01.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2019/046798	国際出願日 (日.月.年) 29.11.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018
国際特許分類 (IPC) G02F 1/1335(2006.01)i; B32B 7/023(2019.01)i; B32B 27/30(2006.01)i; G02B 5/30(2006.01)i; G02F 1/1333(2006.01)i; G06F 3/041(2006.01)i; G06F 3/044(2006.01)i FI: G02F1/1335 510; G02B5/30; G06F3/044 128; G06F3/041 495; G06F3/041 412; B32B27/30 A; B32B7/023; G02F1/1333		
出願人 (氏名又は名称) <span style="float: right;">日東電工株式会社</span>		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li> <li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li> <li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li> <li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明</li> <li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li> <li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li> <li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li> </ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 14.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 磯崎 忠昭 2L 5709 電話番号 03-3581-1101 内線 3295
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明		
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	2-8, 19-25	有
	請求項	1, 9-18, 26-32	無
進歩性 (IS)	請求項	7-8, 24-25	有
	請求項	1-6, 9-23, 26-32	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-32	有
	請求項		無
2. 文献及び説明:			
<p>文献1 : WO 2018/181415 A1 (日東電工株式会社) 04.10.2018(2018-10-04)                  段落 [0030] - [0129]、[図1] - [図6]                  (ファミリーなし)</p> <p>文献2 : JP 2017-75986 A (株式会社サンリッツ) 20.04.2017(2017-04-20)                  段落 [0005] - [0097]                  (ファミリーなし)</p> <p>文献3 : WO 2010/064551 A1 (株式会社クラレ) 10.06.2010(2010-06-10)                  段落 [0147] - [0150]                  &amp; US 2011/0230609 A1                  段落 [0242]                  &amp; EP 2366750 A1                  &amp; CA 2741804 A                  &amp; KR 10-2011-0084437 A</p> <p>文献4 : JP 2014-529639 A (オルネクス ベルギウム ソシエテ アノニム) 13.11.2014(2014-11-13)                  段落 [0017] - [0028]                  &amp; US 2014/0128533 A1                  段落 [0016] - [0027]                  &amp; EP 2557094 A1                  &amp; AU 2012292460 A                  &amp; CA 2840847 A                  &amp; CN 103732631 A                  &amp; KR 10-2014-0057542 A                  &amp; BR 112014002846 A</p> <p>文献5 : WO 2009/119664 A1 (ソニー株式会社) 01.10.2009(2009-10-01)                  段落 [0019] - [0060]、[図4]、[図9]、[図12] - [図15]                  &amp; US 2010/0182273 A1                  段落 [0037] - [0079]、図4、図9、図12 - 図15                  &amp; CN 101681221 A                  &amp; KR 10-2010-0127164 A</p> <p>文献6 : JP 2014-81935 A (北京京東方光電科技有限公司) 08.05.2014(2014-05-08)                  段落 [0011] - [0038]、[図1] - [図8]                  &amp; US 2014/0104510 A1                  段落 [0018] - [0045]、図1 - 図8                  &amp; EP 2720124 A2                  &amp; CN 102955635 A                  &amp; KR 10-1520546 B</p>			

## 第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

・請求項1、9-18、26-32に係る発明は、国際調査報告に引用された文献1から、新規性、進歩性を有しない。

文献1の段落[0030]には、本発明のインセル型液晶パネルの視認側に用いる粘着剤層付偏光フィルムは、図1に示すように、第1偏光フィルム1、アンカー層3、第1粘着剤層2をこの順で有するものであり、アンカー層3は任意であることが記載されている。そして文献1の実施例(段落[0105]-[0128])には、偏光子の片面にトリアセチルセルロース(TAC)フィルムを、もう一方の面に、シクロオレフィンポリマー(COP)フィルムを、それぞれ紫外線硬化型アクリル系接着剤により貼り合わせて得た偏光フィルム(段落[0106])の片面に、[表1](段落[0124])の実施例1~16、比較例1~4に示されたポリマー組成とイオン性化合物(段落[0112])の組み合わせによるアクリル系粘着剤組成物からなる粘着剤層を形成して、粘着剤層付偏光フィルムを作製したことが記載され、[表2](段落[0125])には、粘着剤層側の表面抵抗値の初期値と、60℃×95%RH250h加湿後の値、及び変動比が示され、いずれの粘着剤層付偏光フィルムにおいても、変動比が10倍以下であることが示されている。ここで、文献1の段落[0107]には、偏光フィルムの粘着剤層またはアンカー層形成面側がシクロオレフィンポリマー(COP)フィルム面側であることが記載されている。

本願の請求項1、17-18に係る発明と引用文献1に記載された発明とを対比すると、引用文献1の偏光子、トリアセチルセルロース(TAC)フィルム、偏光フィルム、シクロオレフィンポリマー(COP)フィルム、粘着剤層がそれぞれ本願の請求項1の「偏光子」、「透明保護フィルム」、「透明層」、「第1偏光フィルム」、「第1粘着剤層」に相当する。

よって、請求項1、17-18に係る発明は、文献1に開示されている。

請求項9-11、26-28に付加された発明特定事項については、文献1の[表1]の実施例3~5、11、13~15においてNVP(N-ビニル-2-ピロリドン)(段落[0112])が用いられており、該化合物はアミド基含有モノマーであり、N-ビニル基含有ラクタム系モノマーである。

請求項12、29に付加された発明特定事項については、文献1の[表1]、[表2]の実施例1~4において、イオン性化合物がアルカリ金属塩であり、粘着剤層の表面抵抗値が所定の範囲に該当する。

請求項13、30に付加された発明特定事項については、文献1の[表1]、[表2]の比較例2~3において、イオン性化合物が有機カチオン-アニオン塩であり、粘着剤層の表面抵抗値が所定の範囲に該当する。

請求項14、31に付加された発明特定事項については、文献1の[表1]を参照されたい。

請求項15、32に付加された発明特定事項については、文献1の[表1]の実施例15~16、比較例3において、アンカー層が形成されており、アンカー層の表面抵抗値は $5.6 \times 10^8 \Omega / \square$ であることから、請求項15、32の導電層に該当する。

請求項16に付加された発明特定事項については、文献1の段落[0118]に参考例1として、実施例5で用いた偏光フィルムをインセル型液晶セルの視認側(センサー側)に貼り合わせた例が記載されている。

・請求項3、6、20、23に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から、進歩性を有しない。

請求項3、20に付加された発明特定事項については、文献1の偏光フィルムにおいて厚さ13 $\mu\text{m}$ のシクロオレフィンポリマー(COP)フィルムを用いたことが記載されており、これを10 $\mu\text{m}$ の厚さのシクロオレフィンポリマー(COP)フィルムとすることは当業者であれば適宜なし得る事項である。

請求項6、23に付加された発明特定事項については、文献1の段落[0034]には、偏光子の片面には、透明保護フィルムが接着剤層により貼り合わされるが、他の片側には、エポキシ系の樹脂を用いることができることが記載されている。

・請求項18-21、26、28-31に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2-3から、進歩性を有しない。

文献2には、本発明の課題は、偏光素子の片方の面にのみ偏光板保護フィルムを有し、偏光素子のもう一方の面にイオン性液体等の帯電防止剤を配合した粘着剤層を有する、粘着剤層付き薄型偏光板でありながら、湿熱耐久試験後においても光学特性が良好な耐湿熱耐久性を備えた粘着剤層付き偏光板を提供することであり(段落[0005])、湿熱耐久試験後の光学特性の低下は粘着剤中の帯電防止剤や偏光素子中のヨウ素錯体が水分を媒体として移動するためと推察されるものであ

## 第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

るので（段落〔0006〕）、エチレン性不飽和基を有する高分子化合物を主成分として含有する水系の活性エネルギー線硬化性組成物より形成され、特定の膜厚を有する硬化層を、偏光素子と粘着剤層の間に設置することで耐湿試験後の光学特性劣化を抑制できることを見いだしたことが記載されている（段落〔0009〕）。

また、文献2の実施例（段落〔0069〕－〔0109〕）には、透明保護フィルム（PF1）／偏光素子（P）／硬化層（BL1）／粘着剤層の順に積層した粘着剤層付き偏光板において、透明保護フィルム（PF1）としてセルロースアシレートフィルムを用い（段落〔0072〕－〔0073〕）、硬化層としては〔表1〕（段落〔0089〕）に示した硬化層形成用組成物BLC-1～BLC-8、〔表2〕（段落〔0096〕）に示した硬化層形成用組成物BLC-9～BLC-10を用いて形成し、粘着剤層としては国際公開2010/064551号（国際調査報告の文献3に該当する）の実施例12に従い帯電防止剤として有機カチオンと含フッ素アニオンからなるイオン化合物である1-ブチル-3-メチルピリジニウムカチオンと $(CF_3SO_2)_2N$ アニオンからなるイオン液体を含有する粘着剤組成物（PSA1）を用いて形成したことが記載されている（段落〔0082〕）。ここで、文献3（上記国際公開2010/064551号）の〔表7〕（段落〔0150〕）の実施例12には、該粘着剤組成物はアクリル系トリブロック共重合体を用いたものであることが記載され、文献2の硬化層形成用組成物BLC-1～BLC10で用いた材料は水分散性ポリウレタン（メタ）アクリレートと多官能（メタ）アクリレートとの混合物であり、段落〔0020〕－〔0033〕には、水分散性ポリウレタン（メタ）アクリレート、多官能（メタ）アクリレートともに疎水性構造を有していることが記載されている。そして文献2の段落〔0085〕－〔0086〕、〔表1〕、〔表2〕には、上記で作製した粘着型偏光板をガラス板の片面に貼合して試験片を作製し、試験片を温度60℃、湿度90％RHの条件で500時間投入した前後での偏光度変化について、全ての実施例（偏光板1～12、15～16）において、偏光度変化が好ましいとされるレベルの0.10％以下であり、偏光板1、3～10、15～16については特に好ましいとされるレベルの0.02％以下であったことが示されている。一方で、硬化層を形成せず、粘着剤組成物（PSA1）を用いた偏光板13（比較例）においては偏光度変化が0.18％であったことが示され、硬化層を形成せず、イオン液体を含有しない粘着剤組成物（PSA2）を用いた偏光板14（比較例）においては偏光度変化が特に好ましいとされるレベルの0.02％であったことを考慮すると、少なくとも偏光板1、3～10、15～16においては、上記湿熱耐久試験前後において、イオン性成分が偏光素子中にはほとんど移動しなかった蓋然性が高い。また、文献2の湿熱耐久試験条件は温度60℃、湿度90％RHの条件で500時間であり、本願の条件である60℃/95％RH250時間とは相違するが、湿度が90％から95％に5％高めることが、試験時間を250時間の2倍の500時間とすること以上の加速性を有するものとは考えられない。

よって、請求項18-19、21に係る発明は、文献2-3に記載された発明に基いて、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項20に付加された発明特定事項については、文献2の〔表1〕、〔表2〕を参照されたい。

請求項26、28に付加された発明特定事項については、文献2の段落〔0038〕、〔0040〕に、偏光素子と硬化層の密着を強化するために、エチレン性不飽和重合性基とアミド基、水酸基を有する化合物を用いることができ、含有量は活性エネルギー線硬化性高分子組成物（BLC）の固形分中、0.5～10重量％であることが記載されている。

請求項29に付加された発明特定事項については、文献2の段落〔0062〕に、アルカリ金属カチオンと含フッ素アニオンとからなるイオン化合物が記載されており、粘着剤層の表面抵抗を所定の範囲とすることは、当業者であれば適宜なし得る事項である。

請求項30に付加された発明特定事項については、文献2の実施例の粘着剤組成物（PSA1）においては有機カチオンと含フッ素アニオンからなるイオン化合物1-ブチル-3-メチルピリジニウムカチオンと $(CF_3SO_2)_2N$ アニオンからなるイオン液体を用いており、粘着剤層の表面抵抗を所定の範囲とすることは、当業者であれば適宜なし得る事項である。

請求項31に付加された発明特定事項については、文献3の〔表7〕の実施例12を参照されたい。

・請求項22に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2-4から、進歩性を有しない。

文献2の段落〔0026〕には、本発明の水分散ポリウレタン（メタ）アクリレートとしては、特表2014-529639（国際調査報告の文献4に該当する）の段落〔0017〕－〔0028〕に放射線硬化性ポリウレタン分散体として記載されているものを好ましく用いることができることが記載されている。そして、文献4の段落〔0020〕には、2、4-及び／又は2、6-ジイソシアナトトルエン（TDI）が記載されている。

## 第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

- ・請求項32に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3から、進歩性を有しない。  
文献2の硬化層と粘着剤層との間の密着性を向上させるために、アンカー層を形成することは、当業者であれば適宜なし得る事項であり、該アンカー層を導電層とすることは、文献1に記載されている。
- ・請求項1-4、9、11-14、16-17に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2-3、5-6から、進歩性を有しない。  
請求項1-4、9、11-14は、請求項18-21、26、28-31に対して、液晶層およびタッチセンサー部を有するタッチセンシング機能内蔵液晶セルという構成を追加したものである。  
文献2には、本発明の液晶表示装置は、液晶セルと、該液晶セルの少なくとも一方に配置された本発明の粘着剤層付き偏光板とを含み、偏光板の粘着剤層によって液晶セルに貼合されたものであり（段落[0065]）、本発明の偏光板は上記IPSモードの液晶セルの両面に貼合されると、黒表示時の斜め方向から見た時の光漏れが抑制され、特に好ましいことが記載されている（段落[0068]）。  
ここで、文献2には、タッチセンサー部を有するタッチセンシング機能内蔵液晶セルについては記載されていないが、横電界型の液晶セルにおいて、タッチセンサー部を有するタッチセンシング機能内蔵液晶セルとすることは、文献5（段落[0019]-[0060]、[図4]、[図9]、[図12]-[図15]参照）、文献6（段落[0011]-[0038]、[図1]-[図8]参照）に例示するように当業者において周知である。  
請求項16に付加された発明特定事項については、文献5の[図4]、[図9]、[図12]を参照されたい。  
請求項17に付加された発明特定事項については、文献5-6にはタッチセンシング機能を内蔵した液晶表示装置が記載されている。  
よって、請求項1-4、9、11-14、16-17に係る発明は、文献2-3に記載された発明及び周知技術に基いて、当業者であれば容易に想到し得たものである。
- ・請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2-6から、進歩性を有しない。  
請求項5は、請求項22に対して、液晶層およびタッチセンサー部を有するタッチセンシング機能内蔵液晶セルという構成を追加したものである。  
よって、請求項5に係る発明は、文献2-4に記載された発明及び周知技術に基いて、当業者であれば容易に想到し得たものである。
- ・請求項15に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3、5-6から、進歩性を有しない。  
請求項15は、請求項32に対して、液晶層およびタッチセンサー部を有するタッチセンシング機能内蔵液晶セルという構成を追加したものである。  
よって、請求項15に係る発明は、文献1-3に記載された発明及び周知技術に基いて、当業者であれば容易に想到し得たものである。
- ・請求項7-8、24-25に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも記載されておらず、新規性、進歩性を有する。  
何れの文献にも、請求項7-8、24-25で規定された事項は記載されておらず、本願はそれにより帯電により液晶層の配向が乱れて光漏れ（帯電ムラ）が生じることを抑えることができるという、有利な効果を発揮する。